

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2013年3月14日

【四半期会計期間】 第16期第3四半期(自 2012年11月1日 至 2013年1月31日)

【会社名】 クックパッド株式会社

【英訳名】 COOKPAD Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役 穂田 誉輝

【本店の所在の場所】 東京都港区白金台五丁目12番7号

【電話番号】 03-6408-6143

【事務連絡者氏名】 執行役 百鬼 弘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区白金台五丁目12番7号

【電話番号】 03-6408-6143

【事務連絡者氏名】 執行役 百鬼 弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第15期 第3四半期累計期間	第16期 第3四半期累計期間	第15期
会計期間		自 2011年5月1日 至 2012年1月31日	自 2012年5月1日 至 2013年1月31日	自 2011年5月1日 至 2012年4月30日
売上高	(千円)	2,790,214	3,544,499	3,909,846
経常利益	(千円)	1,317,675	1,865,991	1,907,844
四半期(当期)純利益	(千円)	766,537	1,151,829	1,110,283
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	830,280	838,680	831,480
発行済株式総数	(株)	16,341,600	16,383,600	16,347,600
純資産額	(千円)	4,277,344	5,754,187	4,624,938
総資産額	(千円)	4,603,632	6,438,651	5,351,549
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	47.32	70.42	68.39
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	46.40	69.39	67.19
1株当たり配当額	(円)			3.00
自己資本比率	(%)	92.5	88.8	86.0

回次		第15期 第3四半期会計期間	第16期 第3四半期会計期間
会計期間		自 2011年11月1日 至 2012年1月31日	自 2012年11月1日 至 2013年1月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	18.70	26.48

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

経営成績の概況

2013年4月期第3四半期累計期間（2012年5月1日～2013年1月31日）の業績は、

売上高	3,544百万円（前年同期比27.0%増）
営業利益	1,875百万円（前年同期比37.9%増）
経常利益	1,865百万円（前年同期比41.6%増）
四半期純利益	1,151百万円（前年同期比50.3%増）

となりました。

当第3四半期累計期間の業績に関する特記事項は以下の通りです。

- イ．売上高は3,544百万円（前年同期比27.0%増）となりました。会員事業において、プレミアム会員数が順調に増加し、90万人を突破しました。また広告事業においては、純広告が伸長しました。
- ロ．販売費及び一般管理費は人件費を中心に増加し、1,626百万円（前年同期比16.2%増）となりました。
- ハ．営業利益は1,875百万円（前年同期比37.9%増）となりました。なお売上高営業利益率は、増収効果によって前年同期を4.2ポイント上回る52.9%となりました。

運営サービスの状況

2013年1月のクックパッドの月間利用者数は、PCからの利用が1,388万人、モバイルからの利用（スマートフォン向けブラウザ、同アプリ、フィーチャーフォンの合計）が1,702万人となりました。モバイルからの利用のなかでも、特にスマートフォン向けブラウザからの利用者数が引き続き順調に増加しており、870万人（前年同月比3.0倍）となりました。今後もスマートフォンの一層の普及がクックパッドのユーザー数増加の後押しになると考えております。

またレシピ数も堅調に増加しており、2013年1月末には累計レシピ数が138万品を超えました。2012年4月の日経産業地域研究所の調査結果によると、「現在最もよく使っているレシピ専用サイトは」の質問に対し78%の回答が「クックパッド」となり、日本最大のレシピサイトとして不動の地位を確立しつつあります。

レシピの投稿・検索にとどまらず、食に関連するあらゆるシーンで利用される食のインフラへとサービスを進化させるべく、新規事業の立ち上げにも注力してまいります。

事業別の状況

(会員事業)

当第3四半期累計期間における会員事業の売上高は、2,184百万円（前年同期比29.8%増）となりました。スマートフォン利用者数の増加に牽引され、スマートフォンからのプレミアムサービス入会者数が順調に増加しており、2013年1月末のプレミアム会員数は90万人を超えました。今後もさらなる新サービスの追加やその認知向上によって、プレミアム会員数の拡大を目指してまいります。

(広告事業)

当第3四半期累計期間における広告事業の売上高は、1,359百万円（前年同期比22.8%増）となりました。大型の純広告の受注によって売上が堅調に増加しており、純広告の販売を強化する方針の効果が現れています。今後も引き続き、サイトリニューアル後の表現力の大きな広告パネルを活かし、広く商品認知を提供するリーチ型の広告商品に注力して事業を成長させてまいります。

なお、これまでのマーケティング支援事業部門および広告事業部門の売上高は、当事業年度より、広告事業とすることに変更しました。

(2) 財政状態の分析

前事業年度末から当第3四半期会計期間末までの財政状態の主な変動は以下の通りです。

資産につきましては、5,351百万円から6,438百万円に増加しました。この主な要因は、事業拡大による資産の増加によるものです。

負債につきましては、726百万円から684百万円に減少しました。

純資産につきましては、4,624百万円から5,754百万円に増加しました。この主な要因は、利益剰余金の増加によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	55,296,000
計	55,296,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2013年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (2013年3月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,383,600	16,389,600	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株となっております。
計	16,383,600	16,389,600		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2013年3月1日から当四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。
2012年12月17日発行の第5回新株予約権

決議年月日	2012年11月30日
新株予約権の数(個)	330
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 1.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000 (注) 2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,475 (注) 3.
新株予約権の行使期間	自 2014年12月18日 至 2017年12月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,475 資本組入額 1,238
新株予約権の行使の条件	(注) 4.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4.
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.

- (注) 1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 本新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換（取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。）による場合を除く。）する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りであります。
- (1) 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - (2) 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
 - (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - イ. 2014年12月18日から2015年12月17日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1
 - ロ. 2015年12月18日から2016年12月17日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
 - ハ. 2016年12月18日から2017年12月17日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
 - (4) 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
5. 当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下、同じ。）の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記2.に準じて調整する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記3. に準じて調整する。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下の事項に準じて決定する。
イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。
ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡による取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下の事項に準じて決定する。
イ. 本新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。ただし、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。
ロ. 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
ハ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
ニ. 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

2012年12月17日発行の第6回新株予約権

決議年月日	2012年11月30日
新株予約権の数(個)	1,050
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 1.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105,000 (注) 2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,397 (注) 3.
新株予約権の行使期間	自 2012年12月18日 至 2019年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,397 資本組入額 1,199
新株予約権の行使の条件	(注) 4.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4.
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.

(注) 1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 本新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換（取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。）による場合を除く。）する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りであります。

- (1) 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2013年4月期乃至2017年4月期のいずれかの決算期の有価証券報告書に記載された当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）において、営業利益にのれん償却額（ただし、販売費及び一般管理費に計上されたものに限る。）を加算した額の金額が一度でも100億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を権利行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

- (4) 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
5. 当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記2. に準じて調整する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記3. に準じて調整する。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下の事項に準じて決定する。
イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。
ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。
- (7) 譲渡による取得の制限
譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下の事項に準じて決定する。
イ. 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
ロ. 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
ハ. 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
ホ. 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2012年11月1日～ 2013年1月31日 (注)	30,000	16,383,600	6,000	838,680	6,000	838,105

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2013年2月1日から2013年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が6,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ450千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2012年10月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2013年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,349,200	163,492	権利内容に限定のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 3,800		
発行済株式総数	16,353,600		
総株主の議決権		163,492	

【自己株式等】

2013年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
クックパッド株式会社	東京都港区白金台5丁目 12-7	600		600	0.00
計		600		600	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2012年11月1日から2013年1月31日まで)及び第3四半期累計期間(2012年5月1日から2013年1月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次の通りです。

資産基準	2.3%
売上高基準	0.2%
利益基準	4.3%
利益剰余金基準	1.8%

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2012年4月30日)	当第3四半期会計期間 (2013年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,978,746	4,880,808
受取手形及び売掛金	934,925	937,585
繰延税金資産	80,967	84,519
その他	82,237	125,913
貸倒引当金	3,880	2,589
流動資産合計	5,072,997	6,026,237
固定資産		
有形固定資産		
建物	60,018	67,954
減価償却累計額	60,018	61,657
建物(純額)	-	6,296
工具、器具及び備品	74,222	80,093
減価償却累計額	50,395	55,081
工具、器具及び備品(純額)	23,827	25,011
有形固定資産合計	23,827	31,308
無形固定資産	11,457	10,491
投資その他の資産		
投資有価証券	-	42,000
関係会社株式	58,491	160,563
差入保証金	68,869	76,014
繰延税金資産	61,478	72,303
その他	83,419	95,409
投資損失引当金	28,991	75,676
投資その他の資産合計	243,267	370,613
固定資産合計	278,552	412,414
資産合計	5,351,549	6,438,651
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,393	5,448
未払金	235,479	271,292
未払法人税等	404,979	338,072
未払消費税等	49,369	52,698
その他	21,388	16,950
流動負債合計	726,610	684,463
負債合計	726,610	684,463

(単位：千円)

	前事業年度 (2012年4月30日)	当第3四半期会計期間 (2013年1月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	831,480	838,680
資本剰余金	830,905	838,105
利益剰余金	2,942,227	4,045,016
自己株式	1,185	1,185
株主資本合計	4,603,426	5,720,615
新株予約権	21,512	33,572
純資産合計	4,624,938	5,754,187
負債純資産合計	5,351,549	6,438,651

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自2011年5月1日 至2012年1月31日)	当第3四半期累計期間 (自2012年5月1日 至2013年1月31日)
売上高	2,790,214	3,544,499
売上原価	31,025	43,222
売上総利益	2,759,189	3,501,277
販売費及び一般管理費	1,399,593	1,626,151
営業利益	1,359,596	1,875,125
営業外収益		
受取利息	293	7,031
為替差益	-	20,499
受取補償金	-	10,024
その他	516	19
営業外収益合計	809	37,573
営業外費用		
為替差損	31,788	-
投資損失引当金繰入額	10,919	46,685
その他	22	22
営業外費用合計	42,730	46,707
経常利益	1,317,675	1,865,991
特別利益		
固定資産売却益	-	497
新株予約権戻入益	-	1,823
特別利益合計	-	2,321
特別損失		
固定資産除却損	1,358	-
特別損失合計	1,358	-
税引前四半期純利益	1,316,317	1,868,312
法人税、住民税及び事業税	493,854	730,859
法人税等調整額	55,925	14,376
法人税等合計	549,779	716,483
四半期純利益	766,537	1,151,829

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は次の通りであります。

前第3四半期累計期間 (自 2011年5月1日 至 2012年1月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2012年5月1日 至 2013年1月31日)
減価償却費 28,761千円	減価償却費 15,156千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2011年5月1日 至 2012年1月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2011年6月24日 取締役会	普通株式	32,300	2.00	2011年4月30日	2011年7月29日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自 2012年5月1日 至 2013年1月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2012年6月8日 取締役会	普通株式	49,000	3.00	2012年4月30日	2012年7月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2011年5月1日 至 2012年1月31日)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 2012年5月1日 至 2013年1月31日)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りです。

	前第3四半期累計期間 (自2011年5月1日 至2012年1月31日)	当第3四半期累計期間 (自2012年5月1日 至2013年1月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	47円32銭	70円42銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	766,537	1,151,829
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	766,537	1,151,829
普通株式の期中平均株式数(株)	16,196,913	16,354,474
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	46円40銭	69円39銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	320,006	242,974
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2011年7月28日取締役会 決議ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 67,000株 行使価格 1,747円 2011年7月28日取締役会 決議有償ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 211,000株 行使価格 1,760円	2012年11月30日取締役会 決議ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 33,000株 行使価格 2,475円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 3月14日

クックパッド株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 守 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 雅之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクックパッド株式会社の平成24年5月1日から平成25年4月30日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年11月1日から平成25年1月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年5月1日から平成25年1月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、クックパッド株式会社の平成25年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。